

環境に優しいハイブリッドバスの導入を助成制度で支援!

低公害・低燃費車の普及促進事業

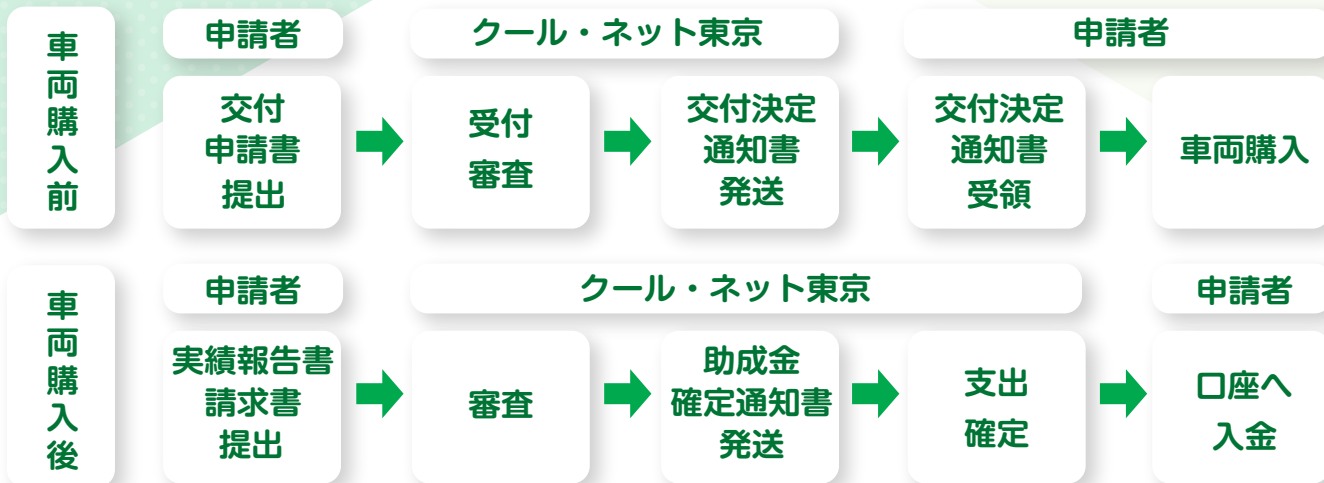


補助の概要 都内で使用する優良ハイブリッドバスの購入資金を補助します。

助成金額(上限額)

250万円

申請フロー ※本助成金は、原則として事前申請制です。必ず契約する前に申請してください。



詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の手続きの手引きをご覧ください。

お問い合わせ先

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL: 03-5990-5068 Eメール: cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く。) 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く。)



助成対象者

- ①一般乗合旅客自動車運送事業を営むバス事業者
- ②一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者
- ③上記に掲げるバス事業者とリース契約を締結したリース事業者

※国又は地方公共団体が出資する会社を除く。

助成対象車両要件

- ①国交省補助金^{※1}の交付対象となる車両であること。
- ②令和4年4月1日から令和6年1月31日までの間に初度登録がされている車両（中古の輸入車を除く。）であること。
- ③自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内であること。

助成対象経費

優良ハイブリッドバスの車両本体価格と国交省が定める運用方針の通常車両価格^{※2}との差額

※1 国土交通省が実施する地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業における自動車環境総合改善対策費補助金のことを指す

※2 自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針による

助成額

中小規模事業者 [※] の場合	助成額 = 助成対象経費 - 国交省補助金 (上限250万円)
上記以外	助成額 = 助成対象経費 - 国交省補助金 × 1/2 (上限250万円)

※対象中小規模事業者は以下の条件を満たす事業者になります。

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する要件を満たした者
- ・助成対象車両の使用台数が200台未満

本申請は原則として事前申請です。必ず契約する前に申請してください。

条件により事後申請が行える場合がございます。詳しくはHPをご覧ください。

申請期限

令和5年3月31日(金) 必着